

市川市北方地区公共下水道整備事業 設計・施工一括発注プロポーザルの実施について

次のとおり公募型プロポーザルを実施するので公告する。

市川市長 村越 祐民

1 事業概要

- | | |
|------------|--|
| (1) 事業名称 | 市川市北方地区公共下水道整備事業 |
| (2) 事業場所 | 市川市北方地区 |
| (3) 事業内容 | 市川市北方地区公共下水道整備事業に係る設計・工事監理及び工事 |
| (4) 事業期間 | 設計業務 契約日の翌日から令和 4 年 10 月末（提案により短縮可能）
工事監理及び工事 契約日の翌日から令和 7 年 3 月末（提案により短縮可能） |
| (5) 事業規模 | 工事面積 18.98ha 工事延長 約 7.1km |
| (6) 見積上限価格 | 総額 1,779,998,000 円（税込）
工事請負費分 1,538,592,000 円（税込）
設計及び工事監理業務委託費分 241,406,000 円（税込） |

2 応募資格

(1) 応募者の構成

応募者は、建設企業と設計及び工事監理企業を含むグループでの応募とする。

応募グループの代表企業は建設企業とし、建設企業は 1 社、もしくは 2 社とする。

2 社とする場合は特定建設工事共同企業体（以下、JV）を組成すること。

設計及び工事監理企業については 1 社とする。

一応募者の構成員は他の応募グループの構成員となることはできない。

本事業において JV を組成して契約を締結する者については、市川市特定建設工事共同企業体発注基準に基づき契約手続きを実施すること。

(2) 共通の資格要件

①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者のほか、次のいずれかに該当する者は、本プロポーザルに参加できないものとする。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者又は本業務の公告日前 6 か月以内に手形、小切手を不渡りした者

イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続き開始決定がなされていない者

ウ 民事再生法（平成 8 年法律第 225 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続き開始決定がなされていない者

エ 公告日から候補者特定までの間において、市川市から競争参加資格停止又は競争参加資格除外の措置を受けている者

オ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国の調達事案に関し排除要請があり、当該状態が継続している者

カ 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条各号に規定する中小企業等協同組合にあたるもの（以下「組合」という。）が入札参加申請をした場合における当該組合の理事が所属する他の法人若しくは個人

キ 本プロポーザルに参加しようとする別の応募グループの構成員との間に「特定関係にある会社同士の入札参加制限基準」に規定する資本関係又は人的関係がある者

ク 市川市建設工事等請負業者等競争参加資格停止基準（昭和 50 年 12 月 13 日施行）別表第 1 及び別表第 2 に掲げる措置要件のいずれかに該当する事実の発生が判明し、当該事実により適正な契約履行の確保が困難となるおそれがあると認められる者

(3) 設計及び工事監理企業に必要な実績・資格要件

- ①地方公共団体（都道府県・市町村等）又はこれらに準ずる機関（公団、公社等）が発注した下水道管渠実施設計業務（詳細設計）で、過去15年間（平成17年4月1日から公告日まで）の間に完了した業務実績を元請（共同企業体の場合は代表構成員に限る。）として有すること。
- ②市川市入札参加業者適格者名簿に土木関係建設コンサルタントで登載されている者
- ③設計業務に管理技術者、照査技術者及び担当技術者を配置すること。また、工事監理業務には、工事監理技術者を配置すること。
- ④設計業務における管理技術者は、以下の資格を有すること。また、管理技術者は、業務の全般にわたり技術的管理を行うとともに、主要な設計協議並びに現地調査に出席しなければならない。なお、同一の技術者が管理技術者と照査技術者を兼ねることはできない。
 - ・技術士法による技術士（上下水道部門（下水道）または総合技術監理部門（上下水道一下水道））の資格を有する者
- ⑤設計業務における照査技術者は、以下のいずれかの資格を有すること。
 - ・技術士法による技術士（上下水道部門（下水道）または総合技術監理部門（上下水道一下水道））の資格を有する者
 - ・シビルコンサルティングマネージャー（RCCM）資格（下水道）を保有する者
- ⑥設計業務における担当技術者は、以下のいずれかの資格を有すること。
 - ・技術士法による技術士（上下水道部門（下水道）または総合技術監理部門（上下水道一下水道））の資格を有する者
 - ・技術士法による技術士補あるいは技術士第1次試験合格者（上下水道部門）
 - ・シビルコンサルティングマネージャー（RCCM）資格（下水道）を保有する者
- ⑦工事監理業務における工事監理技術者は、以下のいずれかの資格を有すること。
 - ・技術士法による技術士（上下水道部門（下水道）または総合技術監理部門（上下水道一下水道））の資格を有する者
 - ・シビルコンサルティングマネージャー（RCCM）資格（下水道）を保有する者
- ⑧工事監理実施時に工事などにおいて問題が発生した場合、概ね1時間以内に現地対応が可能であること。
- ⑨設計業務の管理技術者と工事監理業務の工事監理技術者は、工期の重複を想定していることから、原則として兼ねることはできない。ただし、提案により工期が重複しない場合には、兼ねることができる。
- ⑩上水道の業務における担当技術者は、地方公共団体（都道府県・市町村等）又はこれらに準ずる機関（公団、公社等）が発注した水道施設配水管実施設計業務（詳細設計）で、過去15年間（平成17年4月1日から公告日まで）の間に管理技術者、照査技術者または担当技術者として配置し、完了した実績のある者を配置すること。

(4) 建設企業に必要な実績・資格要件

【代表企業のみを対象】

- ①公告日において、有効な経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の土木一式工事の総合評定値が1100点以上であること。また、その経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写しが、資格審査申請書の受付日までに市川市へ提出されていること。
- ②次のいずれかの要件を満たす者
 - ア 市川市内に本店を有する者
 - イ 市川市以外に本店を有する者から入札及び契約締結の権限の年間委任を受けた支店又は営業所等を市川市内に有する者
 - ウ 千葉県内に本店を有する者
 - エ 千葉県以外に本店を有する者から入札及び契約締結の権限の年間委任を受けた支店又は営業所等を千葉県内に有する者

【全ての構成員を対象（代表企業、及びJVを組成する場合のその他構成員）】

- ③土木一式工事の特定建設業の許可を受けていること。
- ④本市の土木一式工事の格付等級がAランクの者
- ⑤次の要件を満たす監理技術者を本工事に専任で配置できること。ただし、建設業法第26条第3項ただし書に規定する監理技術者の職務を補佐する者を本工事に専任で配置する場合は、専

任を要しない。この場合、当該監理技術者が兼務できる工事の数は本工事を含め同時に2件までとし、兼務できる工事は市川市が発注した工事でなければならない。その他詳細は、市川市建設工事指導要綱第6条第5項の規定による。また、建設企業と応募資格審査書類の受付を行う日の3ヶ月以上前から直接的な雇用関係にあること。

ア 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有すること。

*同等以上の資格を有する者とは、次の者をいう。

a 1級建設機械施工技士

b 法第15条第2号ロ又はハに該当する者

c 技術士法（昭和58年法律第25号）による第2次試験のうち、技術部門を「建設部門」、「農業部門」（選択科目を「農業土木」に限る。）、「森林部門」（選択科目を「森林土木」に限る。）、「水産部門」（選択科目「水産土木」に限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設部門」、「農業土木」、「森林土木」、「水産土木」に限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。

イ 監理技術者にあつては、「監理技術者資格者証（土木工事）」及び「監理技術者講習修了証」を有すること。

⑥工事の施工にあたって、上記⑤に掲げる者のほか、法第26条に規定する技術者及び現場代理人等必要な人員を配置できること。

⑦JVを組成する場合は、JVを構成する全ての企業のうち市川市に本店を有する企業が1社以上含まれていること

⑧市川市が発注した建設工事について、公告日前3カ月以内に工事完成検査評定通知書により60点未満の通知を受けていない者。ただし、当該通知書の交付を受けた日の翌日から起算して14日を経過した日を「通知を受けた日」とする。

⑨以下に定める届出の義務を履行している者（当該届出の義務がない者を除く。）

- ・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
- ・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
- ・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

(5) 応募者が資格要件を喪失した場合の取扱い

応募者の代表企業及び構成員が、応募資格審査書類の提出期限の最終日の翌日から基本協定締結日までの間、上記に記載されている資格要件を喪失した場合は、当該グループを失格とする。

(6) 応募者の制限

本事業に係る発注支援業務に関与している者、市川市公共下水道整備事業受託者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）及び市川市建設工事等請負業者資格審査会（以下「資格審査会」という。）との間に資本面若しくは人事面において関連がある者は、代表企業及び構成企業になることはできない。

なお、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50以上の株式を有し、又はその出資の総額の100分の50以上の出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。

3 要求水準及び事業者選定方法

(1) 要求水準

要求水準書によるものとする。

(2) 事業者選定方法

事業者の選定は、応募資格審査及び提案内容の審査により行う。応募資格審査は、応募者の参加資格について審査を行う。提案内容の審査は、設計、施工、工事監理等の提案内容及び要求水準との適合性及び施工計画の妥当性、確実性等の各方面から総合的に評価する。

詳細は、市川市北方地区公共下水道整備事業募集要領（以下、「募集要領」という。）第6章「事業者選定方法」による。

4 応募の手続等

募集要領 第3章「プロポーザル応募の手続等」による。

5 契約に関する事項

募集要領 第 8 章「契約に関する事項」による。

なお、契約保証金、前払金及び中間前払金等の支払い条件は以下のとおりとする。

(1) 契約保証金

契約を締結するときは契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を納めなければならない。ただし、市川市財務規則第 117 条第 2 項及び第 3 項の各号に該当する保証を付した場合は、免除となる。

(2) 前払金及び中間前払金等の支払い条件

① 設計及び工事監理業務委託契約

ア 前払金

各会計年度における委託金額の支払に係る予算年割額の 100 分の 30 以内の額を各会計年度にそれぞれ請求できる。ただし、契約年度の翌年度（以下「翌会計年度」という。）以降については、前会計年度末における委託金額相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、達するまでは当該会計年度の前払金は請求することができない。

イ 中間前払金等

中間前払金は請求できない。

なお、受注者の希望により、各会計年度に出来形検査を受け、当該会計年度の委託金額の支払に係る予算年割額の範囲内で、出来形部分に相応する委託金額相当額を請求することができる。

② 工事請負契約

ア 前払金

各会計年度における請負代金の支払に係る予算年割額の 100 分の 40 以内の額を各会計年度にそれぞれ請求できる。ただし、契約年度の翌年度（以下「翌会計年度」という。）以降については、前会計年度末における請負金額相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、達するまでは当該会計年度の前払金は請求することができない。

イ 中間前払金等

各会計年度における請負代金の支払に係る予算年割額の 100 分の 20 以内の額を各会計年度にそれぞれ請求できる。ただし、契約年度の翌年度（以下「翌会計年度」という。）以降については、前会計年度末における請負金額相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、達するまでは当該会計年度の中間前払金は請求することができない。

なお、受注者の希望により中間前払金に代えて、各会計年度に出来形検査を受け、当該会計年度の請負代金の支払に係る予算年割額の範囲内で、出来形部分に相応する請負代金相当額を請求することができる。

6 その他留意事項

(1) 募集要領の承諾

応募者は提案書類の提出をもって、募集要領及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 費用負担

プロポーザル応募に際し、応募に係る費用は、すべて応募者の負担とする。

(3) プロポーザル応募において使用する言語・通貨単位及び時刻

プロポーザル応募において使用する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(4) 著作権

応募者の提出書類に含まれる著作物の著作権は、応募者に帰属する。

市が本事業の公表及び管理者が必要と認める時には、事業提案の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

また、事業者に決定した者以外の応募者提案については、本事業の公表以外には原則的に使用しない。

ただし、市に提出された資料は、市川市情報公開条例に基づく公開の請求があった場合には、公

開することができる。

(5) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている材料、工法、維持管理方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った応募者が負う。

(6) 提出書類の取扱い

応募者から提出を受けた書類は返却しない。

(7) 提示資料の取扱い

市が提示する資料は、プロポーザル応募に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(8) プロポーザル応募無効に関する事項

以下のいずれかに該当する提案書類は、無効とする。

- ① 募集要領に示した応募者の備えるべき応募資格のない者が提出した書類
- ② 事業名及び見積金額のない書類
- ③ 代表企業名、構成企業名及び押印のない又は不明瞭な書類
- ④ 事業名に誤りのある書類
- ⑤ 見積金額の記載が不明瞭な書類
- ⑥ 見積金額を訂正した書類
- ⑦ 一つの応募について同一の者が二以上の提案を行った書類
- ⑧ 提案書類の受付期間締切までに市の担当窓口には到達しなかった書類
- ⑨ 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るために明らかに連合したと認められる者が提出した書類
- ⑩ 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和 22 年法律第 54 号) に違反し、見積金額又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者が提出した書類

7 問い合わせ先

担 当 : 市川市 水と緑の部 河川・下水道建設課
電子メール : kgs@city.ichikawa.lg.jp
電 話 : 047-712-6362 (直通)
所 在 地 : 〒272-0033 市川市市川南 2 丁目 9-1 2 市川南仮設庁舎 2 階

なお、令和 3 年 5 月 (予定) に現在の市川南仮設庁舎から市川市役所第 2 庁舎への移転計画があるため、随時ホームページ等で確認すること。